

国民健康保険課 ☎973-3177
 集団健診（11月）のご案内

冬になり寒くなる時期です。季節が変わる前に今一度ご自身の体について確認しましょう。詳細はホームページをご覧ください。国民健康保険課事業係までお問い合わせください。

【対象】 40歳以上の国保加入者及び後期高齢医療保険加入者

【持参するもの】
40歳以上国保加入者
 ①被保険者証（特定健診受診券一体型） ②がん検診はがき

後期高齢医療保険加入者（75歳以上）
 ①被保険者証 ②長寿健診受診券 ③がん検診はがき

| 月 | 日 | 曜日 | 場所 | 対象行政区 |
|----|----|-----|----------|-------|
| 11 | 2 | (月) | 具志川公民館 | 具志川 |
| | 4 | (水) | 志林川公民館 | 志林川 |
| | 5 | (木) | 津堅公民館 | 津堅 |
| | 9 | (月) | 新赤道公民館 | 新赤道 |
| | 10 | (火) | 与那城西原公民館 | 与那城西原 |
| | 11 | (水) | 照間公民館 | 照間 |
| | 16 | (月) | 池味公民館 | 池味・伊計 |
| | 22 | (日) | 与那城地区公民館 | 市内全域 |

【受付時間】 午前8時30分～11時まで 【申込方法】 当日受付
 ※対象行政区外に居住している方も受診可能です。

②「フルディックウォーキング in 漢那ダム」参加者募集

野鳥が羽ばたく水辺…澄みきった空、ただよう湖畔公園…癒しの時間と有酸素運動をコラボレーションしたノルディックウォーキングを宜野座村漢那ダムで一緒に楽しみませんか？

【とき】 12月11日（金）
 午前9時～午後4時
【ところ】 宜野座村
 「漢那ダム湖畔公園」散策コース

【対象】 国民健康保険加入者で80分をゆっくり歩ける方。

【定員】 20名

【受講料】 無料（昼食代は自己負担）

【申込方法】 国民健康保険課事業係窓口でお申し込みください（電話可）
 ※詳細は、事業担当係へお問い合わせください。

【申込期限】 11月10日（火）～30日（月）
 ※定員に達し次第締め切ります。
 ※詳細はお電話でご確認ください。
 ☎973-3177

児童家庭課 ☎973-4983
児童扶養手当窓口

離婚や死亡以外でも児童扶養手当を受給できる場合があります。

児童扶養手当は、一般的には離婚や配偶者との死別、未婚で子を出した場合によって母子家庭または父子家庭となった家庭が対象であると広く知られておりますが、離婚をして

いない状態でも次に該当する場合は児童扶養手当を受給できる場合があります。

【受給資格】 次の①～⑤のいずれかに該当する児童（18歳に達する年度までの間にある者）を監護している母または児童を監護し、かつ生計を同じくしている父、または母や父に代わってその児童を養育している方（養育者）に支給されます。

①父または母が政令に該当する程度の障害にある児童
 ※障害の条件等は児童家庭課でご相談ください。

②父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 ※遺棄とは、父または母が連絡、送り等が1年以上ない状態であり、離婚が成立していても請求可能です。

※遺棄の条件等は児童家庭課でご相談ください。

③父または母の生死が不明である児童

④父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑤父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

※離婚が成立していなくともDV保護命令を受けており、実際に別居していれば請求可能です。

【手当を受給するための手続き】
 児童家庭課窓口（本庁）で申請ください。なお、支所での申請はできませんのであらかじめご了承ください。

①父または母が政令に該当する程度の障害にある児童
 ※障害の条件等は児童家庭課でご相談ください。

②父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 ※遺棄とは、父または母が連絡、送り等が1年以上ない状態であり、離婚が成立していても請求可能です。

※遺棄の条件等は児童家庭課でご相談ください。

③父または母の生死が不明である児童

④父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑤父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

※離婚が成立していなくともDV保護命令を受けており、実際に別居していれば請求可能です。

【手当を受給するための手続き】
 児童家庭課窓口（本庁）で申請ください。なお、支所での申請はできませんのであらかじめご了承ください。

「もしかして」あなたが救う 小さな手（平成27年度児童虐待防止月間標語）

こんなときにはすぐにお電話をください。

- あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…
- 子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…
- 近くに子育てに悩んでいる人がいる…

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

- 身体的虐待**：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト**：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になるでも病院に連れて行かない など
- 心理的虐待**：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

11月は「児童虐待防止推進月間です」

連絡は匿名で行うことも可能です。
 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

- 児童家庭課 家庭児童相談室 ☎973-5041
- コザ児童相談所 ☎937-0859
- 子ども虐待ホットライン ☎886-2900（17:30～翌朝8:30）
 土日・祝日・年末年始（24時間）
- 児童相談所全国共通ダイヤル189（お近くの児童相談所につながります）

